# 表1 実績及び資格審査基準及び配点

### ①実績審査(50点)

分類	審査項目	審査の視点	
(1) 全 体	ア 企業の業務実績	企業として、文化施設等※1のうち、延床面積2,000㎡以上の設計業務の実績又は天井面積400㎡以 a 上の特定天井の耐震改修における設計業務の実績を有しているか 第1類の場合(2.5点)、第2類の場合(5.0点) 場合(5.0点) 企業として、文化施設等※1のうち、延床面積2,000㎡以上の施工業務の実績又は天井面積400㎡以 b 上の特定天井の耐震改修における施工業務の実績を有しているか 第1類の場合(2.5点)、第2類の場合(5.0点)	10
	イ 統括代理人の業務実績	c 統括代理人が、文化施設等※1における現場代理人又は設計管理技術者としての実績を有しているか 延床面積2,000㎡未満の場合(2.5点)、延床面積2,000㎡以上の場合(5.0点)  d 統括代理人が、延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体※2の建築物における現場代理人又は 設計管理技術者としての実績を有しているか(5.0点)	10
(2) 設 計 業	。 設計管理技術者の業務 実績	設計管理技術者が、文化施設等※1における設計管理技術者又は設計主任技術者(建築(総a 合))としての実績を有しているか 延床面積2,000㎡未満の場合(2.0点)、延床面積2,000㎡以上の場合(4.0点)  b 設計管理技術者が、延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体※2の建築物における設計管理技術者又は設計主任技術者(建築(総合))としての実績を有しているか(4.0点)	8
務	主任技術者(設計) の イ 業務実績	主任技術者(建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備の4名が、延床面積2,000㎡以上の文化施設等※1又は国又は地方公共団体※2の建築物において設計主任技術者又は担当技術者としての実績を有しているか(1.0×4=4.0点) ※2の場合(0.5点)、※1の場合(1.0点)	4
(3)	ア 現場代理人の業務実績	現場代理人が、文化施設等※1における現場代理又は監理技術者若しくは施工主任担当者(建築) a としての実績を有しているか 延床面積2,000㎡未満の場合(2.0点)、延床面積2,000㎡以上の場合(4.0点)	8
施 工 業 務	主任技術者(施工) の イ 業務実績	主任技術者(建築コスト管理、工事施工計画)の2名が、延床面積2,000㎡以上の文化施設等※1 又は国又は地方公共団体※2の建築物において施工主任技術者又は施工主任担当者(建築)として の実績を有しているか(1.0×2=2.0点) ※2の場合(0.5点)、※1の場合(1.0点)	2
	ウ 監理技術者の業務実績	監理技術者が、文化施設等※1における現場代理人、監理技術者又は施工主任担当者(建築)とし a ての実績を有しているか 延床面積2,000㎡未満の場合(2.0点)、延床面積2,000㎡以上の場合 (4.0点)  b 監理技術者が、延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体※2の建築物における現場代理人、監理技術者又は施工主任担当者(建築)としての実績を有しているか(4.0点)	8
合 計			50

共通で業務実績については、平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務(一部完了でも可)とする

<sup>※1</sup> 別添二参照:文化施設等の定義:令和6年国交省告示第8号別添二類型三〜十二号に該当する施設

<sup>※2</sup> 地方公共団体の定義:都道府県及び市区町村

# 表2 技術審査基準及び配点

## ②技術審査(100点)

分類	番食(100点) 審査項目 審査の視点		配点	
(1) 業務実施	ア 業務実施体制	<ul><li>・本事業の目的を理解した上で、明確な業務実施方針を記述</li><li>・統括代理人をはじめ設計チームと施工チームが一体的に機能する体制を記述</li><li>・実施設計、工事それぞれの段階での課題抽出とその解決の手順を詳細に記述</li></ul>		
	事業全体の品質・コスト イ 管理体制・方法	<ul><li>・発注者の要求品質を的確に反映する有効な方策を詳細に記述</li><li>・設計段階における要求品質とコストを管理する体制や手法を具体的に記述</li><li>・施工段階における要求品質とコストを管理する体制や手法を具体的に記述</li></ul>		
体制	ゥ 設計・施工の一貫体制 での管理方法	設計施工一括発注方式の特性を踏まえた、マイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理 方法を詳細に記述		
地	エ 市民への情報公開	・設計中、施工中の情報公開の範囲や方法を具体的に記述	20	
域経済への貢献	オ 地域経済への貢献	<ul> <li>・市内工事発注又は市内調達の具体的な予定内容(発注先、工種・職種・材料等)記述</li> <li>市内工事発注又は市内調達以外での市内経済への貢献について、実現可能な具体的貢献内容(方法・手段・時期等)を記述</li> <li>・貢献金額が記載されているか【貢献金額評価点の算出方法】①最高金額の提案者 8点②①以外の提案者 (1-(最高金額-貢献金額)/最高金額)) × 8点</li> <li>※評価点は小数点以下第三位を四捨五入し、第二位までとする※市内発注先とは、市内に本社を有する者とする※貢献金額の確認は、発注先・調達品名等を集計したリスト及び事業者宛の領収書により行う</li> </ul>		
(2)各ホ―ル特定	ホールの特性を踏まえた ア 合理的な耐震改修設計 の提案	<ul> <li>・各ホール、ロビーの特定天井改修について合理的な施工工法の提案。準構造化への理解等</li> <li>・既存大ホール・中ホールの音響性能、特性維持への配慮した改修方法の提案</li> <li>・大ホール可動プロセニアム上部天井について合理的な改修方法の提案。</li> <li>・大ホールシーリングスポット室下の天井耐震支持について合理的な改修方法の提案</li> <li>・天井内設備の耐震補強提案、補強方法の理解度等</li> </ul>	30	
天井改修方法	ホールの特性を踏まえた イ 合理的な施工工法の提 案	・ホール構造化採用時のコスト・工程メリットのある施工工法の提案 ・大ホール・中ホールそれぞれ(天井内補強、天井撤去新設、補強架構のユニット化等) ・別途工事である各舞台設備工事の統括管理、調整管理、安全性確保への配慮		
	維持管理しやすい施設 ウ づくり、メンテナンスコスト 低減への提案	ホールの維持管理コストの縮減やメンテナンス性に配慮した方策を具体的に記述例:天井内補強後の天井内キャットウォークの通行しやすさ等メンテナンス配慮等例:天井ベース照明のメンテナンス性考慮(球替え等)例:3次元データ、BIMを活用したホールの運用、維持保全管理の提案等		

評価方法について

評価項目ごとにA~Eの5段階で評価を行い、配点に下記の係数を乗じて評価を行う

A(優れた提案である) =1、B(やや優れた提案である) =0.75、C(標準的な提案である) =0.5、D(標準にはやや及ばない提案である) =0.25、E(評価できる記載がない) =0.25

# 表2 技術審査基準及び配点

### ②技術審査(100点)

分類	審査項目	審査の視点		
(3)安全で高品質かつ最	ア 工事計画及び工程	<ul> <li>・工事計画の合理化</li> <li>・全体工期の合理化、工期短縮の提案</li> <li>・工事施工時の利用者の安全性確保・動線計画の配慮</li> <li>・全体工程に配慮した合理的な屋外防水・外壁改修・外構工事計画の提案</li> <li>・全体工程に配慮した合理的な電気設備工事計画の提案</li> <li>・全体工程に配慮した合理的な機械設備工事計画の提案</li> </ul>		
適な設計施工計画及	設計・施工段階での品 イ 質管理方策	<ul> <li>・設計段階及び施工段階での品質管理体制及び役割・責任を記述</li> <li>・設計及び施工品質確保について実効性の高い方策を記述</li> <li>・施工時の安全管理体制の方策を記述</li> <li>・発注者・CMR・設計者・監理者と施工状況等の情報共有ができる仕組みを具体的に記述</li> </ul>	30	
及び工程計画	ウ リスク管理、維持管理	<ul><li>・当該地域の建設環境(労働力の確保、資材の調達等)を理解した、適切な対応策を記述</li><li>・工期遅延を未然に防ぐリスク管理手法などの対応策を詳細に記述</li><li>・供用開始後における施設運用に対するフォローアップ体制などについて記述</li></ul>		
	・施設の機能性向上に関する提案     ・施設運営・閉館期間の短縮に関する提案     (以下、参考事例)     ・ホールのパリューアップ提案(内装デザイン・音響性能向上等)     ・エントランスホールやホワイ工等のパリューアップ提案(内装デザイン等)     ・トイレのパリューアップ提案(ユニバーサルデザインへの配慮、わかりやすいレイアウト等)     ・メンテナンス性、環境配慮を考慮した屋外防水・外壁改修・外構工事計画の提案     ・省エネ、環境配慮(LCCO2、カーボンニュートラル等)を考慮した更新計画の提案     ・ゼロエミッション、廃棄物の削減、温室効果ガスの排出削減等、持続可能性に配慮した方策の     ・その他、施設の長寿命化について実効性の高い方策の提案     ・工事期間中における施設運営についての方策の提案  ・工事期間中における開館期間の短縮についての方策の提案		20	
合 計			100	

評価方法について

評価項目ごとにA~Eの5段階で評価を行い、配点に下記の係数を乗じて評価を行う

A(優れた提案である) =1、B(やや優れた提案である) =0.75、C(標準的な提案である) =0.5、D(標準にはやや及ばない提案である) =0.25、E(評価できる記載がない) =0.25

# 審査基準及び配点表

# 表3 プレゼンテーション審査・提案価格審査基準及び配点

# ③提案価格審査(30点)

審査項目	審査の視点	配点
提案価格見積書に記載された金額(提案価格)	提案価格評価点は、契約上限価格に対する参考見積提案率(%)により採点する。  参考見積提案率(%) = (提案価格/契約上限価格) ×100 ※得点化の際は、有効桁数は小数点以下第2 位とし、小数点以下第3 位を四捨五入する。  価格評価点 ・参考見積提案率が80%以下の場合は、30点とする。 ・参考見積提案率が100%の場合は0点とする。 ・参考見積提案率が100%を超えた場合は提案率に応じてマイナス配点とし、120%以上の場合は、-30点とする。  [80% < 参考見積提案率 ≤ 100%]における評価点 ・180%:30点以だ100%:0点は通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。 ・価格評価点算定式 y = 30点 × (1 - ×/20) ×: (参考見積提案率 < 80%) y: 価格評価点 [100% < 参考見積提案率 < 80%) y: 価格評価点 ・「100%:0点以に120%:-30点はを通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。 ・価格評価点算定式 y = 30点 × (×/20 - 1) ×: (120% - 参考見積提案率) y: 価格評価点  価格評価のイメージ  参考見積提案率が80%以下の場合は、30点とする。  参考見積提案率が100%の場合は、0点とする。  参考見積提案率が100%の場合は、0点とする。  参考見積提案率が100%の場合は、0点とする。  参考見積提案率が100%の場合は、0点とする。  参考見積提案率が100%の場合は、0点とする。  参考見積提案率が100%の場合は、0点とする。  参考見積提案率が100%の場合は、0点とする。	30
合 計		

#### ④プレゼンテーション審査 (20点)

	審査項目	審査の視点	配点
(1) 全体業務	統括代理人	下記の場合に優位に評価する (各配点 統括代理人:2点、設計管理技術者及び現場代理人:1点) ① 業務の理解度 業務内容、業務背景、手続の理解が高い ② 取組意欲	10
(2) 設計業務	設計管理技術者 設計チーム	<ul><li>積極性が見られる</li><li>③ 提案の説明能力 分かり易く明快な説明を行うことができる</li><li>④ 対応能力 ヒアリング内容に応じた受け答え対応ができる</li></ul>	5
(3) 施工業務	現場代理人 施工チーム	<ul><li>⑤ その他 事業の推進に寄与する資質等がある</li><li>※やむを得ない理由により、「統括代理人」が出席できない場合は0点とする</li><li>※やむを得ない理由により、設計管理技術者」又は「現場代理人」が出席できない場合は、 チームとしてそれぞれ、5点→2.5点に減点する</li></ul>	5
合 計			20

### 審査基準及び配点表

### 令和6年1月9日国土交通省告示第8号 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

### 別添二

	建築物	の用途等
建築物の類型	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要と
		するもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工
		場、特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム	屋内プール、スタジアム等
	等	
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマー	百貨店、ショッピングセン
	ケット等	ター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄	_
	宿舎等	
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等	_
	学校等	
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するも
		の)、専門学校(実験施設等を
THE THE THE	2.1.	有するもの)、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するも
The second secon		の)、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健	_
	施設、リハビリセンター、多機	
	能福祉施設等	
十二 文化・交流・公益施	公民館、集会場、コミュニティ	映画館、劇場、美術館、博物
設	センター等	館、図書館、研修所、警察署、
[ 一 三	三块分皮	消防署等
十三 戸建住宅(詳細設計	戸建住宅	_
及び構造計算を必要とするもの)		
DATES SATES IN AL	三净分字	_
十四 戸建住宅(詳細設計	戸建住宅	
を必要とするもの)	三 <i>排</i> 分岁	_
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	

- (性)1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
  - 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。